

建設業フォローアップ相談ダイヤル受付状況(令和元(平成31)年4~6月分)

相談の受付件数

- 令和元(平成31)年4~6月の受付件数は207件。
- ブロック別の内訳は北海道10件、東北7件、関東90件、近畿64件、中国15件、九州21件。

相談者の属性

- 建設業者からの相談が最も多い(165件(元請80件、下請60件、専門工事業者5件、不明20件))。他には、発注者(11件)等からの相談があった。

主な相談内容その1

- 社会保険加入対策に関する相談が全相談件数の約3分の1を占め、相談件数は平成31年度1~3月期の51件から74件と増加した。うち法定福利費や標準見積書に係る問合せが31件寄せられた。また、建設業法全般(87件)に関する問合せも多く寄せられた。主な相談内容は具体的には次のとおり。
※なお、「→」以下は、国土交通省における一般的な考え方を示したものの。

<社会保険加入対策に関する情報>

【加入すべき保険・現場入場について】

- ・ 一人親方を単価(一日いくら)で当社の応援として当社の作業員名簿に記載することとなったが、当該一人親方の社会保険加入について元請から指摘を受けている。一人親方の場合、国民健康保険、国民年金に入っていれば適切な保険に入っていると考えるか。(6月・下請建設業者)
- 一人親方が工事を請け負っている場合は国民健康保険・国民年金加入で足りる。ただし、指揮命令系統や勤務時間の関係等によっては「常時雇用される者」と見なされ、雇用保険等の別の保険の加入が必要な場合があるのでご留意いただきたい。
(「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート：
<http://www.mlit.go.jp/common/001219923.pdf>)

【法定福利費について】

- ・ 下請と単価契約を結んでいるが、法定福利費の書き方として、例えば単価契約が1万円とすると法定福利費込み1万円との書き方で良いのか。(4月・元請建設業者)
- 単価契約でも法定福利費は明記していただく必要がある。例えば、括弧書きでも良いので「1万円(法定福利費〇〇万円を含む。)」との書き方でお願いしたい。
- ・ 株式会社の社長であり、従業員はいないのだが、注文を受けるに当たり、見積書に法定福利費を記載したところ、注文者から「5人未満の会社は法定福利費を計上する必要はないのではないか」との指摘を頂いた。法定福利費を注文者に請求することはできないのか。(4月・元請建設業者)
- 株式会社であれば社長一人が作業員として現場にはいるならば医療保険、年金保険の加入義務があるので、注文者に必要な法定福利費を明示し、適正に転嫁をしていただく必要がある。

相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	0
	② 歩切りの根絶	0
	③ ダンピング対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	0
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	1
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	0
単価改訂後の請負情報	⑫ 新労務単価関係	4
	⑬ 建設業法全般	8 7
	⑭ 元下関係	7
社会保険加入対策	⑮ 適切な保険関係	2 2
	⑯ 法定福利費関係	3 1
	⑰ その他	2 1
その他	⑱ その他	3 4

※上記①~⑪、⑬、⑮~⑰に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

→ 相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋がっていきます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル受付状況(令和元(平成31)年4~6月分)

主な相談内容その2

【その他社会保険加入対策について】

- ・ 個人事業主で、労働者が5人未満の場合は、社会保険は個人で国民健康保険と国民年金に加入することは知っているが、事業主は人数に含まれるのか。(6月・下請建設業者)
- 事業主は含まない。事業主を除いて労働者が5人以上の場合は、協会けんぽ等の健康保険や国民年金に加入させる必要がある。しかし、事業主は常用労働者とならないので、一般国民として個人の責任で国民健康保険や国民年金に加入することになる。

＜その他(建設業法全般に関する相談など)＞

- ・ 一次下請には許可があり、許可を持たない二次下請に仕事の依頼を出そうと考えている。一次下請が材料を提供しようと考えており、請負費は500万円に満たないが材料費を含めると500万円を超える。このような場合、許可の無い二次下請に仕事を回すことは可能か。(4月・下請建設業者)
- 材料費を含めて500万円を超えれば、許可が必要となるため、許可の無い二次下請に仕事を依頼することはできない。(建設業法施行令第1条の2第3項)
- ・ 専任の監理技術者は現場に常駐しなければならないのか。(5月・元請建設業者)
- 監理技術者制度運用マニュアルにおいて「専任とは、他の工事現場に係る職務を兼任せず常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。」とされており、必ずしも常駐までは求めているものではない。ただし、現場の工程管理や施工監理などの監理技術者として職務を果たす必要がある。(監理技術者制度運用マニュアル：http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html)
- ・ 当社は資本金6000万円の特定建設業者である。1次下請に入ろうとしているが元請からは支払い条件として、半年期日の現金払いと言われている。できる限り2次下請以下には早く支払いたい。半年は長くはないのか。(5月・下請建設業者)
- 建設業法第24条の5第1項の規定に基づく下請代金の支払いについては、特定建設業者、資本金4000万円以上の業者は建設業法第24条の3第1項により発注者から元請に支払いがあった場合は1ヶ月以内に支払うとされており、建設業法違反となる場合もある。元請とよく話し合ってください。
- ・ 当初結んだ契約より工事期間が短くなった場合、契約はどのように変更すれば良いのか。工事期間は工事が終わってみるまで分からない状況である。(5月・元請建設業者)
- 契約は工事の始まる前に書面で交わしていただくものであるが、変更がある場合は変更が明らかになった時点で再度契約を行うことが必要。それが工事の最終日であっても同じと考える。(建設業法第19条第2項)
- ・ 宅地を造成する前に建物を壊す場合、土木一式工事、建築一式工事の許可を持っていけば良いか。(6月・元請建設業者)
- 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事、建築一式工事に該当。なお、施工にあたっては、解体工事の専門技術者を配置するか、解体工事の許可を有する建設業者に下請けさせる必要がある。500万円未満であれば、許可は不要。(建設業法第26条の2第1項)

相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	0
	② 歩切りの根絶	0
	③ ダンピング対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	0
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	1
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	0
単価等改訂に係る請負	⑫ 新労務単価関係	4
	⑬ 建設業法全般	8 7
	⑭ 元下関係	7
社会保険加入対策	⑮ 適切な保険関係	2 2
	⑯ 法定福利費関係	3 1
	⑰ その他	2 1
その他	⑱ その他	3 4

※上記①～⑪、⑬、⑮～⑰に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

➡ 相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋げていきます。